

第31回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

株式会社IDOM

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。尚、当社は、2006年5月24日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、決議しました。また、本件決議の内容につきましては一部の文言等につき見直しを図り、2007年4月18日開催の取締役会、2010年5月26日開催の取締役会及び2015年4月28日開催の取締役会において修正決議を行っております。

イ 当会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は取締役会規則に定められた基準に従って、法令に基づく職務その他重要な業務執行を決定する。取締役会は監査役出席の下に開催され、各取締役は業務の執行状況を報告すると共に、相互に他の取締役の業務執行状況を監視、監督する。各監査役は監査役会が定める監査役会規則に基づき、取締役会への出席及び子会社を含む業務状況の調査を通じて、取締役の職務執行状況を監査する。尚、コンプライアンス体制の基礎として、取締役会はコンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人が実施すべき基本方針を明確にすると共に、その周知徹底を図っていく。

ロ 当会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、その者が作成する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

ハ 当会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等に係るリスクについては、対応責任者の取締役から指示を受けたそれぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。

リスクが発生した場合には、代表取締役又は代表取締役が指名する取締役等を責任者とした対策本部をすみやかに設置し、損害の拡大を防止すると共に、これを最小限にとどめるものとする。

二 当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、ＩＴを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するしくみを構築する。

ホ 当会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当会社の使用人が法令違反の疑義のある行為及び事実等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス部門に報告する体制を確立する。この体制には従業員が直接法令違反の疑義がある行為及び事実等を匿名で通報できることを保証するコンプライアンスホットラインも含まれる。法令違反の疑義のある行為及び事実等の報告・通報を受けたコンプライアンス部門は内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発度や重要性の高い問題は、評議委員会に付議し、審議結果を取締役会及び監査役会に報告する。

ヘ 当会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当会社及びその子会社（以下「グループ各社」という。）における内部統制の構築を目指し、当会社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部門を設けると共に、当会社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

(ロ) 当会社の取締役、執行役員、チームリーダー及びグループ各社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

(ハ) 当会社は、関係会社管理規程により、グループ各社に対して、当社の経営方針、戦略等を徹底し、企業グループとしての最大成果を目指すと共に、経営上の重要事項については、当会社の事前の承認又は当会社への報告を義務付ける。

(ニ) 当会社の内部監査部門は、ガバナンス・プロセス及びリスク・マネジメント・コントロールの一環として、当会社及び主要なグループ各社の内部監査を実施し、当会社及び当該グループ各社の内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

ト 当会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役との協議により判断した結果、監査役を補助する専属の使用人は原則として設置しない。但し、必要に応じて監査役より監査業務を使用人に対して命令することは妨げない。

チ 前号の使用人の当会社の取締役からの独立性に関する事項及び当会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査責任者等の指揮命令を受けないものとする。

リ 当会社の監査役への報告に関する体制

(イ) 当会社の取締役及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当会社の監査役に対して、法定の事項に加え、当会社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、当会社及びグループ各社における内部監査の実施状況、コンプライアンスホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当会社の取締役と監査役との協議により決定する方法によるものとする。

(ロ) 監査役に報告を行った者について、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当会社及びグループ各社において周知徹底する。

ヌ その他当会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

(ロ) 監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用等を処理する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

イ 取締役の職務執行について

当事業年度においては、監査役出席のもと、定期的に取り締役会を開催し、取締役会規則に従い、重要な業務執行の決定及び各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

ロ リスク管理体制について

コンプライアンス規程及び情報セキュリティ規程等に従い、担当部署においてリスク管理を実施しました。なお、当事業年度においては、重大なリスクとなる事象は生じておりません。

ハ 内部監査について

内部通報規程に従い、使用人が法令違反の疑義のある行為及び事実等を発見した場合に通報できる体制を整備し、コンプライアンス部門において運用しました。また、コンプライアンス部門は、内部監査規程等に従い、当社の各事業部及び子会社の監査を実施し、監査により発見された事象については、適宜、取締役会及び監査役会に報告をすると共に、再発防止策の立案及び使用人に対する啓蒙等を行いました。

二 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

当事業年度においては、定期的に監査役会を開催し、監査役は、コンプライアンス部門より、内部監査の実施計画及び実施結果並びに内部通報制度の運用状況等について、報告を受けました。また、監査役は、取締役会の開催時及び会計監査実施時等の機会に、代表取締役及び会計監査人と必要な意見交換を行いました。

連結株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,157	4,726	64,093	△4,344	68,631
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,931		△3,931
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			13,447		13,447
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		784			784
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	784	9,515	△0	10,300
当 期 末 残 高	4,157	5,510	73,608	△4,344	78,931

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	381	381	10	906	69,930
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△3,931
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					13,447
自 己 株 式 の 取 得					△0
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動					784
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	109	109	4	488	602
連結会計年度中の変動額合計	109	109	4	488	10,902
当 期 末 残 高	491	491	14	1,394	80,832

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 6 社
- ・ 主要な連結子会社の名称 Gulliver USA, Inc.
Gulliver East, Inc.
東京マイカー販売株式会社
株式会社IDOM CaaS Technology
株式会社IDOMビジネスサポート
株式会社IDOM Digital Drive
- ・ 連結の範囲の変更 当連結会計年度から、新規に設立いたしました株式会社IDOM Digital Driveを連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 V-Gulliver Co.,Ltd.
株式会社スマートコネクト
IDOM Innovations Pty Ltd.他 4 社
株式会社FMG
FMG Tanzania inc. Ltd.
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 V-Gulliver Co.,Ltd.
株式会社スマートコネクト
IDOM Innovations Pty Ltd.他 4 社
株式会社FMG
FMG Tanzania inc. Ltd.
Tanaka Tracker System株式会社
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日（2月末日）と異なる会社は以下のとおりです。

(12月31日)

Gulliver USA, Inc.

Gulliver East, Inc.

連結計算書類作成にあたっては、Gulliver USA, Inc.、Gulliver East, Inc.は決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ・ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・ 商品 個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内子会社は定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）及び車両運搬具に含まれるレンタル車両並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、海外子会社は主として定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	2～15年

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

- ・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 長期前払費用

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、一般消費者への小売を主要な販路として、中古車販売事業を行っております。また、これらに付帯する事業として、車の整備、板金業務等を行っております。

これらの取引について当社グループは、商品の販売については主として商品の引渡、サービス等についてはサービスの提供という履行義務を負っております。履行義務を充足する通常の時点については、商品の販売については商品の引渡時点に、サービス等についてはサービス等の提供完了時において顧客が当該商品およびサービス等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点又はサービス等の提供完了時に収益を認識しております。

また、商品の販売については、収益は顧客との契約において約束された対価から返品および返品されると見込まれる相当額、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定しております。

⑤ 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、一体処理（特例処理）の要件を満たしているため、一体処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…長期借入金及び利息

ハ. ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの一体処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

20年以内のその効果が及ぶ期間にわたり、定額法により償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	39,149百万円
減損損失	383百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、店舗の減損の兆候を把握するにあたり、資産のグルーピングを店舗単位で行っており、各店舗の営業損益が継続してマイナスとなる場合等に、減損の兆候があると判断しております。

減損の兆候があると判断された店舗について、当該店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により、減損損失の認識の要否を判定しております。

減損損失の認識が必要と判定された店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、店舗ごとに作成された事業計画を基にしております。当該事業計画の主要な仮定は、中古車の販売台数、粗利単価、人件費、広告宣伝費等であり、各店舗の過去実績に基づき、市場環境・業界動向を考慮して策定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの算定にあたっては、決算時点で入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、経営環境の変化等により今後著しく収益性が低下し、見積りが大きく相違した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(関係会社に対する投融資の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
関係会社株式	29百万円
長期貸付金	1,789百万円
(うち、関係会社貸付金)	1,789百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には減損処理の必要性を検討し、実行可能で合理的な事業計画等に基づき回復可能性を考慮して、減損処理、あるいは投資損失引当金等の計上の要否を検討しております。

また、関係会社貸付金については、事業計画等に基づく債務弁済能力を評価して、貸倒引当金の計上の要否を検討しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投融資先の取得可能な財務情報、事業計画、事業環境等を基礎として回復可能性を見積っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の不確実な経済環境の変化により事業が想定通りに推移せず、回復可能性に関する見積りの仮定が変化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において損失を計上する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

25,116百万円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額3,055百万円が含まれております。

(2) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

効率的に運転資金を確保するため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	26,800 百万円
借入実行残高	9,577 百万円
差引額	17,223 百万円

(3) その他の営業資産

その他の営業資産は、債権流動化に伴う劣後信託受益権であります。

(4) 財務制限条項

長期借入金のうち12,000百万円（2017年3月15日付シンジケートローン契約）の中には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2018年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2018年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

長期借入金のうち2,150百万円（2019年3月18日付シンジケートローン契約）には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持することを確約する。
- ② 借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。

長期借入金のうち6,550百万円（2019年9月19日付シンジケートローン契約）には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2020年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2020年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2021年2月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

長期借入金のうち1,000百万円（2023年3月31日付金銭消費貸借契約）には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2023年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2023年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	106,888千株	－千株	－千株	106,888千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百 万 円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年5月28日 定時株主総会	普通株式	1,986	19.78	2024年2月29日	2024年5月29日
2024年10月15日 取締役会	普通株式	1,945	19.38	2024年8月31日	2024年11月13日
計		3,931	39.16		

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年5月27日開催の第31回定時株主総会において次のとおり決議予定であります。

- ・配当金の総額 2,088百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 20.80円
- ・基準日 2025年2月28日
- ・効力発生日 2025年5月28日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類（及び数に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等の金融機関からの借入、社債及び債権流動化により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

敷金及び保証金、建設協力金は、主に店舗賃貸借契約に係る敷金及び協力金であり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の債権管理規程に従い、賃貸人ごとの残高管理を行うとともに、主な賃貸人の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが一年以内の支払期日であります。

社債、借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施しております。なお、デリバティブはデリバティブ取引規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び重要性の乏しいものは、次表には含まれておりません((注1)参照)。

また、「現金及び預金」、「買掛金」、「未払金」及び「短期借入金」は、現金であること、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 受取手形及び売掛金	26,989	25,634	△1,354
(2) 敷金及び保証金	6,362	5,229	△1,133
(3) 建設協力金	3,636	3,604	△32
資産計	36,988	34,467	△2,520
(4) 社債	3,000	2,947	△52
(5) 長期借入金 (※1)	66,700	65,508	△1,191
負債計	69,700	68,455	△1,244
デリバティブ取引 (※2) ヘッジ会計が適用されていないもの	(2)	(2)	－
デリバティブ取引計	(2)	(2)	－

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
関係会社株式	29

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
受取手形及び売掛金	8,846	(※1) 18,053	(※1) 89	—
敷金及び保証金 (※2)	731	313	993	4,323
建設協力金	387	1,181	1,161	905
合計	9,965	19,548	2,245	5,229

(※1) 主な残高内訳は、割賦売掛金に関するものです。

(※2) 敷金及び保証金は、契約期間に従って区分しております。

(注3) 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
社債	－	3,000	－	－
長期借入金 (※)	6,550	48,150	12,000	－
合計	6,550	51,150	12,000	－

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注4) 当座貸越契約については、連結注記表「3. 連結貸借対照表に関する注記(2) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約」に記載しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引	－	(2)	－	(2)

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	—	25,634	—	25,634
敷金及び保証金	—	5,229	—	5,229
建設協力金	—	3,604	—	3,604
社債	—	2,947	—	2,947
長期借入金	—	65,508	—	65,508

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 資産

受取手形及び売掛金、敷金及び保証金、建設協力金

これらの時価の算定については、一定期間ごとに分類し、その将来のキャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

② 負債

社債、長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

③ デリバティブ取引

通貨関連取引は、取引先金融機関から入手した時価評価により算出しており観察可能なインプットを用いているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	日本	その他	合計
車両売上	452,092	3,777	455,869
整備売上	14,468	－	14,468
手数料売上	14,977	－	14,977
その他売上	8,995	－	8,995
顧客との契約から生じる収益	490,533	3,777	494,310
その他の収益	2,367	－	2,367
外部顧客への売上高	492,901	3,777	496,678

(注) 「その他の収益」は、主として「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号）」に基づく収益であります。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額に関する情報

①契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度（期首） (2024年3月1日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
顧客との契約から生じた債権	12,631	26,989
契約負債	26,809	34,786

(注)契約負債は、車両販売に係る顧客からの前受金および顧客へ販売した商品に対する補償等のサービスの提供に関連するものであります。

車両販売においては、契約締結時に全額収受しており、商品の引渡時点で契約負債は全額取り崩されます。

また、サービスの提供の主な取引としては、主要機構に係る最大10年間の修理交換保証等、点検・オイル交換等の2年～3年間の車のメンテナンスサービス等であります。これらメンテナンスサービス等の取引について当社グループは、一時点でのサービスの提供や、一定期間での修理保証の提供という履行義務を負っております。履行義務を充足する通常の時点については、一時点でのサービスの提供という履行義務については各種サービス提供時点で、一定期間での修理保証の提供という履行義務については保証契約期間にわたり定額で収益を認識しており、契約負債はその時点で取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、21,541百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年2月28日)
1年以内	22,522
1年超	12,264

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産 | 791円01銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 133円93銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループにつき減損損失を計上いたしました。

当連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

用途	種類	場所	減損損失（百万円）
事業用資産	建物及び構築物	関東地方ほか	315
	工具、器具及び備品	関東地方ほか	1
	車両運搬具	関東地方ほか	66
合計			383

当社グループは、原則として事業用資産のグルーピングを店舗単位で行っております。当連結会計年度において、収益性の低下した店舗資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

株主資本等変動計算書

(2024年3月 1日から
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計
当期首残高	4,157	4,032	4,032	763	62,858	63,621
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				275	△4,207	△3,931
自己株式の取得						
当期純利益					13,945	13,945
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	275	9,738	10,013
当期末残高	4,157	4,032	4,032	1,039	72,596	73,635

	株主資本		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△4,344	67,466	9	67,476
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△3,931		△3,931
自己株式の取得	△0	△0		△0
当期純利益		13,945		13,945
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）		－	4	4
事業年度中の変動額合計	△0	10,013	4	10,018
当期末残高	△4,344	77,480	14	77,495

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・商品 個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）及び車両運搬具に含まれるレンタル車両並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

車両運搬具 2～7年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

連結注記表の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項④ 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、一体処理（特例処理）の要件を満たしているため、一体処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…長期借入金及び利息

③ ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの一体処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	36,533百万円
減損損失	316百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「2. 会計上の見積りに関する注記（固定資産の減損）」に同一の内容を記載しております。

(関係会社に対する投融資の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	721百万円
関係会社長期貸付金	7,446百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「2. 会計上の見積りに関する注記（関係会社に対する投融資の評価）」に同一の内容を記載しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 24,710百万円
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額2,945百万円が含まれております。
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 1,180百万円
- ② 短期金銭債務 433百万円
- (3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約
当社は、効率的に運転資金を確保するため取引銀行6行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。
当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。
- | | |
|-----------------------|------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 26,000 百万円 |
| 借入実行残高 | 9,000 百万円 |
| 差引額 | 17,000 百万円 |
- (4) その他の営業資産
連結注記表の「3. 連結貸借対照表に関する注記」に同一の内容を記載しております。
- (5) 財務制限条項
連結注記表の「3. 連結貸借対照表に関する注記」に同一の内容を記載しております。

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- ① 売上高 5,522百万円
- ② 仕入高 1,086百万円
- ③ 販売費及び一般管理費 1,269百万円
- ④ 営業取引以外の取引高 142百万円
- (2) 売上原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げによる棚卸資産の評価損550百万円が含まれております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	6,480千株	0千株	－	6,480千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品評価損	168百万円
賞与引当金	299百万円
契約負債	605百万円
返金負債	315百万円
貸倒引当金	460百万円
未払事業税	231百万円
関係会社株式評価損	250百万円
役員退職慰労引当金	56百万円
固定資産除却損	3百万円
資産除去債務	1,086百万円
減損損失	403百万円
その他	267百万円
繰延税金資産小計	4,147百万円
評価性引当額	△366百万円
繰延税金資産合計	3,781百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△714百万円
その他	△68百万円
繰延税金負債合計	△782百万円
繰延税金資産の純額	2,998百万円

7. 収益認識に関する注記

収益認識に関する注記について、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1)役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	羽鳥 貴夫	被所有 直接 1.87	当社代表取締役	中古車の 買取等	16	－	－

(2)子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	東京マイカー販売(株)	直接 100.0	事業資金の貸付 車両の売買	資金の貸付	－	長期貸付金 (注4)	2,711
				利息の受取	18		
子会社	(株)IDOM CaaS Technology	直接 71.89	事業資金の貸付	資金の回収	－	長期貸付金	2,882
				利息の受取	26		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 商品の取引価格等については、市場相場を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 貸付金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
4. 1年内回収予定の長期貸付金が含まれております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産 | 771円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 138円89銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。